

令和4年度大阪府公立高等学校特別入学者選抜等に係る 追検査の実施について

1 対象とする選抜

対象とする選抜は次の(1)から(4)（以下「特別選抜等」という。）とする。

- (1) 特別入学者選抜（以下「特別選抜」という。）
- (2) 大阪府立豊中等高等学校能勢分校に係る入学者選抜（以下「能勢分校選抜」という。）
- (3) 海外から帰国した生徒の入学者選抜（以下「帰国生選抜」という。）
- (4) 日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜（以下「日本語指導が必要な生徒選抜」という。）

2 対象者

特別選抜等に出願した志願者のうち、次の(1)から(6)のいずれかに該当する者で、一般入学者選抜に出願しなかった者

- (1) 学力検査等当日（二日にわたり学力検査等を実施する選抜にあつては、いずれか一日でも該当する場合を含む。以下同じ。）に出席停止の扱いが定められている感染症（学校保健安全法施行規則第十九条において出席停止の扱いが定められている感染症。ただし、同規則第十八条第三号にある「その他の感染症」は除く。）に罹患しており、当日すべての検査を受験しなかった者

（新型コロナウイルス感染症の検査で陽性反応が確認された者（医師により新型コロナウイルスに感染している疑いがあると診断された者を含む。以下「陽性者」という。）で、学力検査等当日まで保健所等から安静・療養の解除又は終了の指示を受けていない者を含む。）

- (2) 保健所等により新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に特定され、学力検査等当日すべての検査を受験しなかった者
- (3) 学力検査等当日に発熱等の風邪の症状があり、当日すべての検査を受験しなかった者
- (4) 学力検査等当日に新型コロナウイルス感染症の陽性者や濃厚接触者であることが判明し、検査を中断せざるを得なかった者
- (5) 無症状の濃厚接触者として受験が認められた者で、学力検査等の実施中に発熱等の風邪の症状が確認され、検査を中断せざるを得なかった者
- (6) 外国から帰国又は入国した者で、学力検査等当日に検疫法に基づく隔離・停留が必要とされている者及び検疫所長が指定する場所において待機を指示されている者

3 検査の種類等

追学力検査を実施する。

追学力検査の問題は、特別選抜及び能勢分校選抜にあつては、国語、数学及び英語（リスニングテストを除く。以下同じ。）、帰国生選抜及び日本語指導が必要な生徒選抜にあつては、数学及び英語とし、いずれも「基礎的・標準的問題」とする。

4 追学力検査による判定

(1) 出願

ア 出願期日及び出願時間は、**3月10日（木）の午後3時から午後5時まで**とする。

イ 志願者は、以下の書類等を志願先高等学校長に提出する。ただし、出願場所は(2)のとおりとする。

る。(郵送は認めない。)

なお、提出時には、特別選抜等の志願先高等学校の受験票を提示すること。

(ア) 追検査受験願（特別選抜等用）（様式A）

(イ) 学力検査等当日に感染症に罹患していたことを証明する書類、志願者本人が学力検査等実施日に発熱等の風邪の症状が見られることを示す診断書等又は「令和4年度大阪府公立高等学校特別入学者選抜等（追検査）出願に係る申告書」（様式B）のいずれか一つ

(ウ) 切手 404 円分（合格者の発表通知用）

ウ 志願先高等学校及び志望学科等は、特別選抜等の出願時のものと変更することはできない。

(2) 出願場所

出願受付は、以下により行う。

特別選抜等の志願先高等学校	出願場所
府立高等学校	大阪府庁別館 6 階会議室
東大阪市立日新高等学校	東大阪市立日新高等学校
岸和田市立産業高等学校	岸和田市立産業高等学校

(3) 検査の実施

ア 追学力検査は、**3月19日（土）午前9時30分**から行う。

ただし、帰国生選抜及び能勢分校選抜の追学力検査は、**3月19日（土）午前10時40分**から行う。

イ 追学力検査は、追検査受験願を提出した志願者について各高等学校長が、当該高等学校を所管する教育委員会の指定する場所において行い、採点は当該高等学校において行う。

特別選抜等の志願先高等学校	検査場所
府立高等学校	府立大手前高等学校
東大阪市立日新高等学校	東大阪市立日新高等学校
岸和田市立産業高等学校	岸和田市立産業高等学校

(4) 合格者の決定

合格者の決定に当たっては、特別選抜及び能勢分校選抜にあつては追学力検査の成績、調査書及び自己申告書をもとに、帰国生選抜にあつては追学力検査の成績及び自己申告書をもとに、日本語指導が必要な生徒選抜にあつては追学力検査の成績をもとに総合判定する。

複数の学科等を設置している高等学校における合格者の決定に当たっては、当該志願者が志望する各学科等について、志望する学科等の順に判定を行う。

なお、特別選抜等の合格者数が各学科等の募集人員を満たしている高等学校においては、募集人員を超えて合格者を決定することができる。また、特別選抜等の合格者数が各学科等の募集人員を満たしていない高等学校においては、募集人員を満たすように合格者を決定した後、募集人員を超えて合格者を決定することができる。ただし、帰国生選抜及び日本語指導が必要な生徒選抜においては、同校の特別選抜又は一般選抜を含めた学校全体の合格者数が募集人員を満たしていない場合は、募集人員を満たすように合格者を決定した後、募集人員を超えて合格者を決定することができる。

5 その他

高等学校長は、志願者数が募集人員を超過すると否とにかかわらず、「4」の(4)及び次の要領により入学者の選抜を行う。

(1) 高等学校長は、選抜のための補助機関として選抜委員会を組織し、厳正で円滑な選抜事務の遂行を図る。

(2) 合格者の決定に当たって、「4」の(4)に従うことが実際にはなほだしく困難な場合は、高等学校長は、所管の教育委員会の承認を受けてこれを変更することができる。

6 合格者の発表

合格者の発表は、志願先高等学校を所管する教育委員会が受付時に示すウェブページにおいて**3月22日（火）午前10時**に行うとともに、3月22日以降、本人に通知する。ただし、追検査出願時に発行した受験番号による発表とし、特別選抜等の受験番号での発表は行わない。